

2010年4月19日

国立大学法人東京海洋大学
学長 松山優治 殿

北日本漁業経済学会
会長 池田 均

論文「盗作疑惑」に関する公開質問書

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、北日本漁業経済学会学会誌『北日本漁業』第37号（2009年3月刊行）に掲載された中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」（以下、当該論文）について、本学会の内外から「盗作ではないか」という指摘があり、本学会会長はこの問題について調査委員会を設置し、調査委員会は関係諸機関に対して事情聴取をおこない調査報告書をまとめました。

本学会は2009年10月10日に福井県立大学小浜キャンパスで開催された総会決議に基づき、中原尚知、本田幸子、さらにこの問題に深く関与したとされる妻小波の3氏に対して改めて事情聴取をおこない、当該論文の学会誌掲載を取り消し、あわせて、「筆頭著者である中原会員と本件に強く関わった妻小波会員に対し、本学会会長は強い遺憾の意を表明するとともに厳重注意し猛省を促すものである」という通知を会員に対しておこないました。

上記の措置に至った理由は、2009年11月24日に本学会会長が会員に対して配付した通知書に記載された、以下の6点であります。

1. 調査の結果、当該論文は、水産庁委託事業「平成18年度資源管理体制・機能強化総合対策委託事業」の報告書として、2007年3月に独立行政法人水産総合研究センターにより公表された『社会経済的情報の検討』の一部を構成する「サンマ加工・流通の実態と業者認識及び対処方向の把握に関する調査報告書」（以下、当該報告書）、および共著者である本田幸子氏が2006年9月に東京海洋大学大学院に提出した修士論文（以下、本田修士論文）を転用し、作成されていることが明らかとなった。

また、当該報告書の内容は事業受託者である（社）日本水産資源保護協会によって取り纏められており、当該論文の共著者である本田氏は報告書取り纏めの協力者としてその名が記載されているものの、当該論文の筆頭著者である中原会員の名は報告書に一切記載されていないことが明らかとなった。当該報告書にその執筆に関係した協力者名を記載したのは妻小波会員である。

2. 当該報告書に名前が記載されていない以上、社会通念上は、中原会員が当該報告書の作成に関わったと見なすことは困難である。調査委員会では、中原会員の具体的な関与（調査同行の有無、執筆箇所の特定、本田修士論文への関与）を明らかにすることを試みたが、調査事業開始以前の段階におけるアイデアの提示以上の事実は確認できなかった。

然るに、当該論文は当該報告書と内容・表現ともほぼ同じであるにも関わらず、当該報告書からの引用・出典を一切示していない。当該論文は、現状では「盗作」との疑念を招く状況にある。このような中原会員の行為は学会の威信と学会会員の尊厳を著しく傷つ

ける行為である。

3. 以上の事実から、当該論文は学術雑誌に掲載すべき原著論文ではなく、掲載取り消しの措置を執らざるを得ないものと判断する。

4. また、妻小波会員は、中原会員を筆頭著者として、当該論文を投稿するようはたらきかけた。このことは上記の事実を照らし、不適切な行為であり遺憾である。

5. また、妻小波会員は、中原会員・本田氏の名前を出すことなく、水産庁に対して論文の事後承諾を求めている。さらに、妻会員は、本学会から中原・本田両氏に対する質問状が送付された後の本年7月17日になって中原会員と共に作成した当該報告書の執筆分担を記した文書を、中原会員が当該報告書の執筆に参加した証拠として、本学会とのヒアリングの際に提出したが、この文書は「私の執筆箇所に関わる上記の記載事項が事実であることに相違ございません」とあるように、署名捺印した本人が記載された箇所を執筆したことを証明するだけである。したがってこの文書は中原会員以外の署名捺印した人が中原会員の当該報告書への執筆を認めたものではない。加えて、当該報告書が公表されてから2年以上も経過したこの時点でのこのような文書の提示は不見識のそしりを免れない。

以上に述べたような妻会員の対応は、事実の隠蔽を謀ったものと受け取られても仕方がない。

6. よって、筆頭著者として「盗作」との疑念を招く論文を投稿するに至った中原会員と、隠蔽工作とみられても仕方がない対応をとった妻会員に対し、今回の事態についての猛省を促すとともに、二度とこのようなモラルに欠ける行為を行わないよう厳重に注意する。

然るに、2010年2月1日に貴職が東京海洋大学のウェブサイトに掲載された「本学准教授の論文に関する報道について」と題する文書においては、「同准教授が報告書に関与した形跡があること及び論文には報告書に記載されていない考察が含まれていることから、問題となっている論文の共著者となることを必ずしも否定するものではなく」と記されております。

貴職が発表されたこの見解は、私ども北日本漁業経済学会がおこなった調査結果と全く相反するものであります。具体的にいうと、中原氏が「報告書の作成に関与した形跡」および「報告書には記載されていない考察」とは何を根拠にしているのかを明らかにしていただきたく存じます。貴職がこの問題に対する見解を広く公開された以上、然るべき根拠があつてのことであろうと拝察いたします。

この問題は、私ども北日本漁業学会にとって、学術団体としての名誉と存亡をかけた重大な問題であります。必要とあれば、貴学でおこなわれた調査結果と本学会でおこなった調査結果を比較検討し、互いの見解を協議させていただき協議機関の設置もやぶさかではございませんが、まずは、さしあたり、貴職が示された「(中原氏が)報告書の作成に関与した形跡」と「(当該論文に記載された)報告書には記載されていない考察」をお示しいただきたく存じます。

業務多忙のみぎり、まことに恐縮ではありますが、速やかにご回答いただきたく存じます。なお、この公開質問書と貴職からのご回答は、本学会のウェブサイトに掲載し、本学会の内外に公示する方針であることを申し添えます。

以上